

くれふしの里古墳公園遊具改築工事に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、くれふしの里古墳公園遊具改築工事（以下、「本工事」という。）の工事請負契約の相手方となる候補者を企画提案により選定するため、必要な手続きについて定めるものとする。

2 概要

（1）目的

水戸市内原くれふしの里古墳公園（以下、「本公園」という。）は、これまで地域の方々や観光客等から、憩いの場として、また、子どもが遊ぶことができる遊具を備えた公園として親しまれてきた。近年では日本一大きい埴輪型展望台である「はに丸タワー」や、園内の桜などメディアへの露出が増えてきており、市内外を問わず来園者も増加している。

しかしながら、平成 10 年の開園から 27 年が経過し、開園当初に設置した遊具は、老朽化が顕著な状態で多数の遊具が使用禁止となっている。その影響は公園全体の魅力を大きく損なうものになっており、住民からも、遊具の改修や新設の要望等が寄せられている。

本工事では、更なる魅力向上と子どもの遊び場の充実を図るため、限られた事業費を最大限に有効活用し、より多くの人々に喜ばれる遊具を設置することを目的とする。

（2）工事概要

遊具の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式

（3）工事内容

ア 工事名 くれふしの里古墳公園遊具改築工事

イ 工事場所 水戸市内原くれふしの里古墳公園（茨城県水戸市牛伏町 201 番地 2）

ウ 施工条件

別紙 1 「くれふしの里古墳公園遊具改築工事に関する要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）に示す水準を満たす設計とすること。

別紙 2 「くれふしの里古墳公園遊具改築工事条件明示事項」（以下、「条件明示事項」という。）及び別紙 3 「くれふしの里古墳公園遊具改築工事特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）に基づき施工を行うこと。

（4）工期

契約日の翌日から令和 8 年 3 月 15 日まで

（5）提案上限額

30,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※本価格は本工事の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。

3 契約方法

（1）公募型プロポーザル方式による随意契約

※地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に準ずる。

（2）契約の相手方選定

専門性・技術力・企画力により大きく差異がでる工事であることから、技術提案の内容を評

価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集，その内容を審査し優秀な提案者を選定し，随意契約の相手方の候補とする手続）による。

4 参加資格要件

次の要件に定めのない限り，参加資格要件の基準日は，参加表明書の提出期限日とし，本プロポーザルに参加できる者は，基準日において次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく水戸市（以下、「本市」という。）の入札参加制限を受けていない者であること。
- （２）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- （３）破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産の申立てがなされている者でないこと。
- （４）建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条に基づく指示及び営業の停止を受けていないこと。
- （５）水戸市建設工事等からの暴力団等の排除に関する要項（平成 20 年水戸市告示第 16 号）第 2 条に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが，実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら，その者を雇用し，又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら，その者と下請契約，資材，原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が，暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- （６）水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（平成 6 年水戸市規程第 5 号）第 75 条の規程による入札参加資格停止を受けていないこと。
- （７）令和 7 年 7 月 1 日時点において，本市における建設工事に係る令和 7・8 年度有資格請負業者名簿に登録されている者であること。なお，登録工種は，造園とする。
- （８）建設業法に基づく造園工事業の建設業許可を得ており，経営事項審査を受けていること。
- （９）法人格を有し，事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- （10）（一社）日本公園施設業協会会員であり，関東地方に本社，支店，営業所のいずれかを有し，遊具供用開始後の連絡調整及び修繕，メンテナンス時の速やかな対応が可能な態勢が整っていること。
- （11）（一社）日本公園施設業協会が認定する SP マーク表示認定企業であること。
- （12）ISO9001 認証を取得している企業であること。
- （13）本市の市税が課税対象である場合は，当該市税を完納していること。

5 候補者選定の手続

(1) 選定委員会の設置

候補者の選定に当たり、くれふしの里古墳公園遊具改築工事に係る候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 予定スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、下表のとおりである。ただし、月曜日等、埋蔵文化財センターの休館日には書類の受付等を行わない。

なお、参加者の状況、審査の進捗状況等により日程を変更する場合がある。

日程	内容
令和7年6月20日（金）	公告
令和7年6月20日（金）から 令和7年7月3日（木）午後5時まで	参加表明書等受付
令和7年6月20日（金）から 令和7年6月27日（金）午後5時まで	実施要領等に関する質疑受付
令和7年7月2日（水）	質疑回答の公表（水戸市ホームページに掲載）
令和7年7月上旬	参加資格の確認 参加資格審査結果通知書及び提案書提出要請書の通知
令和7年7月15日（火）午後5時まで	提案意思確認書又は参加辞退届の受付
令和7年7月15日（火）から 令和7年7月29日（火）午後5時まで	技術提案書等受付
令和7年7月30日（水）から 令和7年8月5日（火）まで	小学生アンケート調査
令和7年8月6日（水）	審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
令和7年8月下旬予定	提案者に審査結果を通知 契約候補者を決定（次点候補者） 契約締結

6 参加表明書の提出

(1) 受付期間：令和7年6月20日（金）～令和7年7月3日（木）午後5時まで

(2) 提出書類：参加表明書（様式第1号）

施工実績（様式第2号）、予定主任技術者資格等（様式第3号）、SPマーク表示認定企業認定証の写し、暴力団排除に関する誓約書（様式第4号）、役員名簿（任意様式）、完納証明書（市税に関し滞納がない証明。ただし、証明日が公告日以降のもの）の写し。ただし、本市の市税が課税対象である場合のみ。

(3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

7 参加に係る質疑の受付及び回答

(1) 受付期間：令和7年6月20日（金）～令和7年6月27日（金）午後5時まで

(2) 提出書類：質疑書（様式第5号）

(3) 提出方法：E-mail daidarabo@city.mito.lg.jp

(4) 質疑回答の公表：令和7年7月2日（水）に市ホームページに掲載する。

※現地については、自由に見学することが可能。

8 参加資格審査結果通知書・提案書提出要請書の通知

上記「6 (2) 提出書類」を提出した者について、担当部署において参加要件について書類審査を行い、「参加資格審査結果通知書」を送付する。なお、参加要件を満たしている者には、併せて「提案書提出要請書」を送付する。

(1) 通知日：令和7年7月上旬

(2) 通知方法：参加表明のあった審査書類提出業者へ電子メールで個別に通知する。

9 参加辞退届の提出（任意）

特段の事情により審査を辞退する場合、又はプロポーザル参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合に提出すること。

(1) 受付期間：令和7年7月15日（火）午後5時まで

(2) 提出書類：参加辞退届（様式第6号）、プロポーザル参加資格喪失届（様式第7号）

(3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

10 技術提案書提出意思の確認

(1) 受付期間：令和7年7月15日（火）午後5時まで

(2) 提出意思確認書の提出：提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、事務局持参又は郵送により「提出意思確認書（様式第8号）」を提出すること。期限までに提出のなかった事業者は辞退したものとみなす。

11 技術提案書等の提出

(1) 受付期間：令和7年7月15日（火）～令和7年7月29日（火）午後5時まで

(2) 提出書類

ア 技術提案書（様式第9号）

イ 提案目的物の概要図（完成予想イラスト，A3サイズ，2枚。うち1枚は小学生アンケート用とし，説明文・社名等は記載しないこと。）

※提案目的物の概要図（完成予想イラスト）には下記の事項が含まれたものとする。

- ・提案する新設遊具3基を含めること。
- ・主たる遊具に位置付ける複合遊具（主な対象年齢6～12歳）のイラストにおいて地表面から踊り場までの最大高さを記載すること。
- ・遊具の規模が把握しやすいよう，大人（身長170cm程度）と児童（身長120cm）を記載すること。

ウ 製品の概略寸法・材質が判る三面図（平面，立面，側面）

エ 提案価格見積書

オ 提案価格内訳書（設計費及び工事費の内訳が判る程度とすること。）

カ 計画工程表（任意様式）

キ 完成後20年間のメンテナンス計画・維持管理費用の説明資料（任意様式）

※上記説明資料は評価基準の維持管理項目の評価資料に使用する。

(3) 提出方法：事務局持参又は郵送（必着）

12 提案者プレゼンテーション，ヒアリングの実施

技術提案書（この実施要領及び別紙1「要求水準書」に示す水準を満たすものに限る。）の提出を行ったプロポーザル参加者を対象として，プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 開催日程：令和7年8月6日（水） 予定

※詳細な日時等については，後日事務局より連絡する。

(2) 留意事項

①説明に要するプロジェクター，スクリーン，電源は事務局で準備する。その他の必要な機器類については，各提案者にて準備すること。

②プレゼンテーションは原則非公開とし，事務局の記録用として録音・録画を行う。技術提案者はプレゼンにおいて，提案者名及び提案価格見積書の価格を公表してはならない。また，技術提案書と異なる説明や追加資料の配付は認めない。

(3) 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が，次のいずれかに該当する場合は，その提案は失格とする。

①提案書の提出期限，提出先，提出方法に適合しないもの。

②提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。

③提案書等提出期限後に工事内訳書の金額に訂正を行ったもの。

④ヒアリング等に出席しなかったもの。

⑤虚偽の申請を行い，提案資格を得たもの。

⑥参考見積書の金額が，提案上限額を超過したもの。

⑦その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

13 評価方法

(1) プレゼンテーション・ヒアリング (配点 300 点)

①評価基準

評価項目	評価基準	配点
全体像	エリア全体の整備内容が，既存の遊具類とも調和が取れており，統一感のある魅力的な提案となっているか。	30
提案内容 の的確性	公園遊具に係る施工の実績があり，提案内容の確実な履行が見込まれるか。	20
	要求水準書・仕様書を的確に踏まえて，明確かつ具体的に提案されているか。	20
子どもの 成長を育 む遊具	年齢層に応じた様々な遊びの要素が備わっており，誰もが楽しさを感じられる様な要素を備えているか。	30
	ゾーニングはあるものの兄弟姉妹で遊べることや親と一緒に，祖父母と一緒になど多世代間の交流が生まれる遊びができるか。	30
安全への 配慮	遊具に起因する事故防止等のための安全対策を講じているか。	30
	子どもの様子を安心して見守ることができ，緊急時に保護者がサポートしやすく，遊具の中でも大人が移動できる配慮がされているか。	30
維持管理	長寿命化を考慮し，耐用年数が長くなる耐久性に優れた材料を使用しているか。	30
	設置後 20 年間のメンテナンス計画及び維持管理費用等が優れているか。	30
自由提案	公園の魅力度が向上するような積極的な追加提案や独自提案となっているか。	50
計		300

②評価区分と得点化の方法

選定委員による評価の区分は，A評価～C評価の3段階評価とする。

評価後，得点化の方法に基づき採点を行い，選定委員の評価点の平均を得点とする（四捨五入で小数点第1位まで算定）。

〈得点化の方法〉

評価	評価内容	得点
A	優れている	配点×1.0
B	普通	配点×0.5
C	水準を満たしていない	配点×0

(2) 小学生アンケート（配点 60 点）

遊具の主な利用者は子どもたちであり，利用者目線で子どもと一緒に選定するという観点から，近隣小学校の児童を対象にアンケートを実施する。技術提案書の「提案目的物の概要図（完成予想イラスト）」のみを用いて，それぞれの提案を比較し投票形式で公園に相応しい遊具を選んでもらう。

- ・公平性を保つためイラストのみを基本とし説明文は用いない。
- ・アンケートによる評価は下記の方法で採点し，得点化する。

〈得点化の方法〉

$$\text{得票数} \div \text{総得票数} \times 60 \text{ 点}$$

(3) 価格審査（配点 40 点）

見積金額 の比較	提案上限額を超えないこと。提案上限額に対する絶対評価でなく，提出されたすべての提案見積額を比較することによる相対評価とする。
-------------	--

価格審査は，下記の方法で採点し，得点化する（四捨五入で小数点第 1 位まで算定）。

$$40 \text{ 点（配点）} \times \left(\text{最も低い提案額} / \text{当該提案者の提案額} \right)$$

14 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 本プロポーザルの選定に当たっては，13-（1）プレゼンテーション・ヒアリング（配点 300 点），13-（2）小学生アンケート（配点 60 点），13-（3）価格審査（配点 40 点）による，合計 400 点満点評価の点数の高い順に順位を決定し，最高得点の提案者を契約候補者とし，第 2 位を次点候補者とする。

なお，最高得点の候補者が複数となった場合は，選定委員長の裁量により契約候補者を決定する。

- (2) 審査結果については，提案者全員に速やかに通知（令和 7 年 8 月下旬を予定）するとともに，契約候補者を市のホームページで公表する。

15 契約の手続

- (1) 選定した契約候補者から見積書を徴し，随意契約を締結する。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して締結するものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は，次点候補者から見積書を徴する。

16 その他

- (1) 著作権及び提出書類等の取扱い

①著作権

提出された技術提案書並びに，提案目的物の概要図及び構造図の著作権は，提案者に帰属するものとする。なお，第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用に際しての責は，使用した提案者に全て帰するものとする。

②技術提案書等

水戸市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに技術提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図を無償で利用できるものとする。

(2) その他留意事項

①提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。

②提出書類は返却しない。

③書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。

④提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

⑤参加表明書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第6号）により、「17 事務局」へ提出すること。

⑥本プロポーザルにおいて知り得た水戸市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。

⑦本プロポーザルの関係者に対して、提案期間において、本プロポーザルの内容及び関連することについての接触を禁止する。

17 事務局（提出及び問合せ先）

(1) 住 所 〒311-1114 茨城県水戸市塩崎町 1064-1

(2) 担 当 者 水戸市 教育委員会事務局 教育部 歴史文化財課
埋蔵文化財センター 担当 米川、矢ノ倉

(3) 電話番号 029-269-5091

(4) E-mail daidarabo@city.mito.lg.jp